

# 特定者用定期乗車券発売規則

昭和 62 年 4 月 1 日  
北海道旅客鉄道株式会社  
公 告 第 8 号

## (適用範囲)

**第 1 条** この規則は、被保護世帯の世帯員に対して発売する特定者用の定期乗車券の発売その他の取扱いについて適用する。

**2** この規則に定めていない事項については、旅客営業に関する一般の規定による。

## (被保護世帯)

**第 2 条** この規則における「被保護世帯」とは、次の各号に規定する世帯をいう。

(1) 平成 22 年 8 月 1 日現在の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項の定めるところにより保護を受けている次の世帯。ただし、同法第 19 条第 1 項第 2 号に該当する者を除く。

- イ 生活扶助を受けている世帯
- ロ 教育扶助を受けている世帯
- ハ 住宅扶助を受けている世帯
- ニ 医療扶助を受けている世帯
- ホ 介護扶助を受けている世帯
- ヘ 出産扶助を受けている世帯
- ト 生業扶助を受けている世帯
- チ 葬祭扶助を受けている世帯

(2) 平成 22 年 8 月 1 日現在の児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条第 1 項の定めるところにより児童扶養手当の支給を受けている次の世帯

- イ 父と生計を同じくしていない児童（父と生計を同じくしており、その父が政令で定める程度の障害の状態にある児童を含む。以下同じ。）の母が当該児童を監護する世帯
- ロ 母と生計を同じくしていない児童（母と生計を同じくしており、その母が政令で定める程度の障害の状態にある児童を含む。以下同じ。）の父が当該児童を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする世帯
- ハ 父と生計を同じくしていない児童を母が監護しない場合又は母がいない場合（父が死亡した場合を除く。）であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する世帯
- ニ 母と生計を同じくしていない児童を父が監護しない場合若しくは当該児童と生計を同じくしない場合（父がいない場合を除く。）又は父がいない場合（母が死亡した場合を除く。）であつて、当該父以外の者が当該児童を養育する世帯

ホ 父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育する世帯

#### (定期乗車券の種類等)

**第3条** 特定者用の定期乗車券の種類は、旅客営業規則（昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」という。）第35条の規定により発売する通勤定期乗車券に限るものとする。

**2** 前項の規定により通勤定期乗車券を発売する者（以下「特定者」という。）は、被保護世帯に属する者とする。

#### (取扱区間)

**第4条** 前条の規定により発売する特定者用の通勤定期乗車券の取扱区間は、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社（以下これらを「旅客鉄道会社」という。）の各駅相互間とする。

#### (旅客運賃)

**第5条** 特定者用の通勤定期乗車券の定期旅客運賃（旅客規則第66条の規定により鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合にあつてはその合計額）は、第3条第1項に規定する通勤定期乗車券に対する定期旅客運賃を3割引したものとする。

#### (資格証明書)

**第6条** 特定者用の通勤定期乗車券を購入しようとする旅客は、あらかじめ、次の各号に掲げる者（以下「市町村長等」という。）が発行する別表第1に定める様式の特定者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付を受けておかなければならない。

(1) 第2条第1号の規定に該当する世帯の特定者にあつては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく福祉に関する事務所の長（以下「社会福祉事務所長」という。）

(2) 第2条第2号の規定に該当する世帯の特定者にあつては、市区町村長

**2** 前項の場合、別表第2に定める様式の特定者資格証明書交付申請書（以下「資格証明書交付申請書」という。）に、第2条第1号の規定に該当する世帯の特定者にあつては本人の写真（最近6箇月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの正面上半身のものとする。以下同じ。）を、同条第2号の規定に該当する世帯の特定者にあつては児童扶養手当証書及び本人の写真を添付して、市町村長等に提出するものとする。

**3** 資格証明書の発行者は、資格証明書交付申請書の提出を受けた場合は、資格証明書に所要事項を記入（写真は、所定欄にはりつける。）して公印を押すとともに、資格証明書交付申請書の所定欄に、資格証明書の発行年月日及び番号を記入し、資格証明書交付申請書に対して契印を押して、特定者に交付するものとする。

**4** 資格証明書は、特定者用の通勤定期乗車券を購入するとき及び特定者用の通勤定期乗車券によつて乗車する場合で、係員の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

- 5 資格証明書は、次の各号の1に該当する場合は、無効とする。ただし、第1号の場合を除き、再交付又は訂正を受けたときは、この限りでない。
- (1) 特定者の資格を失ったとき
  - (2) 氏名を改めたとき
  - (3) 住所を移転したとき
  - (4) 資格証明書の表示が不明となつたとき
- 6 資格証明書の有効期間は、発行の日から1箇年間とする。

**(購入証明書)**

- 第7条** 特定者用の通勤定期乗車券を購入しようとする旅客は、市町村長等が発行する別表第3に定める様式の特定期乗車券購入証明書（以下「購入証明書」という。）及び旅客規則第35条第2項に規定する定期乗車券購入申込書を提出するものとする。
- 2 購入証明書については、旅客規則に定める旅客運賃割引証に関する規定を準用する。
- 3 購入証明書の発行者は、購入証明書に所要事項を記入のうえ公印を押して、特定者に交付するものとする。
- 4 購入証明書の有効期間は、発行の日から6箇月間とする。
- 5 購入証明書は、旅客鉄道会社において調製し、厚生労働省を経由して市町村長等に配布する。

**(定期乗車券の効力)**

- 第8条** 特定者用の通勤定期乗車券は、使用する場合において、第6条の規定による資格証明書を携帯していないときは、これを無効として回収する。

**別表第1から別表第3まで**

(様式の掲載は省略します)